

令和 3 年度

北海道障がい者条例に関する
施策の推進状況

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

北海道障がい者条例による取組の概要

I 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(1) 推進本部会議の開催

知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行う。

(2) 調査部会の開催

地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

II 条例の広報

(1) 条例の理念や施策内容について広く道民に周知

III 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 権利擁護の推進

- (1) 虐待や差別等の解消
- (2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

- (1) 地域づくり委員会の協議
- (2) 地域支援体制づくりの推進

3 障がい者の就労支援

- (1) 障がい者条例に基づく就労支援推進計画の推進
- (2) 企業等と連携した就労支援の取組の推進
- (3) 障害者就労施設等への官公需の発注促進
- (4) 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進
- (5) 障害者就労施設等の製品の販路拡大

北海道障がい者条例に基づく令和3年度の主な取組

I 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

項目	主な取組内容
(1) 推進本部会議の開催	<p>知事を本部長とする推進本部会議を開催し、施策の推進状況及び今後の取組方針等について協議。</p> <p>○ 開催月日 令和3年5～6月 （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催） 主な議題</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について・令和3年度北海道障がい者条例の取組方針について <p>○ 開催月日 令和3年10月25日 主な議題</p> <ul style="list-style-type: none">・意見交換 「今求められる障がい者が暮らしやすい地域づくりについて」

II 条例の広報

項目	主な取組内容
(1) 条例の理念や施策内容について、広く道民に周知	<p>① 相談支援に関する研修会などにおいて、道職員が条例の説明を行う出前講座等を実施。</p> <p>○ 出前講座等 8回</p> <p>② 本庁及び振興局のほか、市町村等において、条例や障害者差別解消法、発達障がいについて、わかりやすく紹介したパネル展を開催。</p> <p>③ 障がいのある方の権利擁護の推進のため、条例及び障害者差別解消法に関するフォーラムを開催。</p> <p>○ 道民フォーラム 1回 ※ 札幌会場の模様を、全道の申込者にリアルタイムでオンライン配信</p>

III 「北海道障がい者条例」の主な施策

1 権利擁護の推進

項目	主な取組内容																						
(1) 虐待や差別等の解消	<p>① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案について協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 2件 ○ 協議申立等事案の例 『車椅子を利用する高校生から、通学の際の移動支援の利用について、相談があったもの。 相談者が住む町では、「通学」は移動支援の対象にならないため、高校の所在地である町の事業所が、当該高校生の移動（通学）を支援している。 「「通学」は市町村における移動支援事業の対象とならない」とする現行の制度に対し、障がい者の家族に大きな負担がかかるよう、通学が移動支援事業の対象となるよう、長期的な視点での制度の変更が必要と考える』 <p>② 北海道障がい者権利擁護センターの相談・報告等対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ センターへの相談・報告件数 108件 (うち虐待相談 45件) ○ 虐待相談の虐待者：養護者 0件 (疑い) 施設従事者 32件 使用者 3件 施設従事者・使用者 10件 計 45件 ○ 虐待相談の種別・類型： (重複あり) 身体的虐待 20件 性的虐待 5件 心理的虐待 24件 放棄・放任 8件 経済的虐待 7件 計 64件 																						
※参考 道内における障害者虐待防止法に基づく通報等状況（令和2年度 厚生労働省調査）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>養護者虐待</th> <th>施設従事者等虐待</th> <th>使用者虐待 (北海道労働局の対応)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通報等</td> <td>483件</td> <td>108件</td> <td>30件</td> <td>621件</td> </tr> <tr> <td>虐待認定件数</td> <td>47件</td> <td>24件</td> <td>21件</td> <td>92件</td> </tr> <tr> <td>被虐待者数</td> <td>47人</td> <td>43人</td> <td>26人</td> <td>116人</td> </tr> </tbody> </table>					養護者虐待	施設従事者等虐待	使用者虐待 (北海道労働局の対応)	計	通報等	483件	108件	30件	621件	虐待認定件数	47件	24件	21件	92件	被虐待者数	47人	43人	26人	116人
	養護者虐待	施設従事者等虐待	使用者虐待 (北海道労働局の対応)	計																			
通報等	483件	108件	30件	621件																			
虐待認定件数	47件	24件	21件	92件																			
被虐待者数	47人	43人	26人	116人																			

1 権利擁護の推進（つづき）

項目	主な取組内容
(2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進	<p>① 虐待や差別、暮らしづらさに関する相談窓口や、条例、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等をわかりやすく説明したパンフレットを、各種イベントにおいて配布。</p> <p>② 条例の内容を解説したパネルや、障がい種別に配慮した接し方についてわかりやすく映像化したDVDを市町村や関係団体、障害者福祉施設、民間企業等の職員向け研修や住民向け行事等に貸出し。</p> <p>③ 本庁及び各種イベントにおいて、「意思疎通支援条例」及び「手話言語条例」の普及啓発を図るため、パネル展を開催。</p> <p>④ 手話講座等の動画をYouTubeに掲載、子ども向けのパンフレット「障がいのある人の暮らしやすいまちづくりを考えよう」を各種イベントにおいて配布。</p>

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

項目	主な取組内容
(1) 地域づくり委員会の協議	<p>① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案や地域課題について協議。</p> <p>○ 地域づくり委員会 14圏域計 25回</p>
(2) 地域支援体制づくりの推進	<p>① 各総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、市町村の相談支援体制づくり等の取組を支援。</p> <p>② (公社) 北海道ろうあ連盟が設置する北海道聴覚障がい者情報センター（令和元年8月1日開設）の運営を支援。</p>

3 障がい者の就労支援

項目

主な取組内容

(1) 障がい者条例に基づく就労支援推進計画の推進

- ① 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員会」を開催し、第6期北海道障がい福祉計画に基づき、関係機関と連携しながら取組を推進。
 - 北海道障がい者就労支援推進委員会 1回

(2) 企業等と連携した就労支援の取組の推進

- ① 「障がい者就労支援企業認証制度」の登録を推進。
 - 令和4年3月31日現在 180社
- ② 障がい者の就労を応援する企業や市町村を登録する制度（アクション）の普及推進。
 - 令和4年3月31日現在 587企業、75市町村

(3) 障害者就労施設等への官公需の発注促進

- ① 特定随意契約制度を活用するなどして、道及び市町村等による障害者就労施設等への優先的な発注を促進。
 - 道の障害者就労施設等からの物品等の調達実績
令和2年度 479件 117,211千円

(4) 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進

- ① 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホームページ（ナイスハートネット北海道）などを活用し、企業の仕事を障害者就労施設等につなぐ共同受注や専門家派遣による商品開発の技術指導を実施。
 - 企業と障害者就労施設等の商談成約件数 166件

(5) 障害者就労施設等の製品の販路拡大

- ① 道と民間企業等との包括連携協定に基づき、大型商業施設で障害者就労施設等の製品を販売、コンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取扱い。
 - アリオ札幌店及びイオン苫小牧店
毎月2日間開催（アリオ札幌店6月及び9月中止、イオン苫小牧店12月のみ開催）
 - セイコーマートギフトカタログでの取扱
2021年度カタログに18事業所25アイテムが掲載
- ② 農福連携マルシェの開催による障害者就労施設等の製品の販売。
 - 全道4都市4会場のほか、オンラインで開催

令和3年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位：件)

受付状況		処理の経過	
内 容	件数		
協議申立等 受付件数 ※	2		
申立書受理		協議終了	
		地域づくり委員会での協議中	
		相手方への調査結果を申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了	
		事情の変更により終結	
		地域づくり委員会の協議に向け開催準備中	
相談のみ	2	相談者への説明・助言による終了	1
		他の相談専門機関等の紹介による終了	
		相談取下げ	
		相談継続中	1

※ 前年からの継続案件含む

2 圏域別受付状況

(単位：件)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
申立書受理															
相談のみ			1			1									2
合 計			1			1									2

3 障がい種別別受付状況

(単位：件)

障がい種別	身体障がい							知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	合計	
	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい	その他	不明	計							
申立書受理														
相談のみ			2				2							2
合 計			2				2							2

4 申立・相談分野別受付状況

(単位：件)

分野	生活	制度	虐待	就労	行政	交通	教育	医療	合計
申立書受理									
身体障がい									
知的障がい									
精神障がい									
発達障がい									
不明・その他									
相談のみ					2			2	
身体障がい					2			2	
知的障がい									
精神障がい									
発達障がい									
不明・その他									
合 計					2			2	
身体障がい					2			2	
知的障がい									
精神障がい									
発達障がい									
不明・その他									

令和3年度 地域づくり委員会における主な協議事項

振興局	開催回数	協議事項
空知	2	新型コロナワイルスワクチン接種に係る障がい者への配慮について 災害時における障がい者への対応について(地域課題) 災害時における障がい者への支援について(地域課題)
石狩	2	北海道運輸局バリアフリー推進課長の講義及びバリアフリーに関する質疑応答等 障がいを理由とする差別の解消に係る相談事案等について、各市町村の対応事案等の共有及び意見交換 障害者差別解消法について(地域課題)
後志	2	新たな地域課題として取り上げる内容について 「福祉関係者が知っておきたい後見制度の基礎知識」についての講話
胆振	1	新たな地域課題として取り上げる内容について
日高	3	障がい者理解促進に関する出前講座について 障がい者の就労支援に関する取組について 障害のある方と地域住民の相互理解について(地域課題)
渡島	1	コロナ禍社会における取組について 会議のオンライン化に向けた意見や通信環境等の確認について 障害者差別解消法の一部改正について
檜山	1	地域住民への地域づくり委員会の周知について 障がい者の地域での居場所について(地域課題)
上川	3	新たな地域課題として取り上げる内容について 地域住民への地域づくり委員会の周知について 権利擁護の推進について(地域課題)
留萌	1	「精神障がい者の特性と歴史」及び「精神障がい者に関する新たな考え方」等についての講話 相談支援体制の充実・強化について(地域課題) 就労支援体制について(地域課題) 障がい(児)者支援機関及び事業者等のネットワーク整備について(地域課題)
宗谷	3	就労支援について(地域課題) 相談支援体制の充実・強化について(地域課題) 障がい(児)者と地域住民の相互理解について(地域課題) 地域づくり委員会の広報活動について
オホーツク	3	地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する課題について 障害者差別解消法の一部改正について 障がいの理解啓発について(地域課題)
十勝	1	障がい者の地域生活及び新型コロナウイルス影響下における課題について 障害者差別解消法の一部改正について 障がいの特性に応じた災害時の備えについて(地域課題) 「障がい者の困りごと」について、周知・広報用動画の作成(地域課題)
釧路	1	障がいを理由とする差別の解消の推進について 新型コロナウイルス感染症予防接種に関する合理的配慮の提供について
根室	1	障がい者の権利擁護について 障がい児支援について(地域課題)
合計	25	

令和3年度 北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

1 虐待相談等件数

45件（ほかに北海道労働局からの通報処理63件）

(1) 虐待相談の虐待者（疑い）と被虐待者（疑い）の障がい種別

(単位：件)

		虐待相談の虐待者（疑い）				合計
		養護者	従事者	使用者	従事者・使用者	
被虐待者 (疑い) の障 がい 種別	身体障がい		1	1		2
	知的障がい		17	3		20
	精神障がい		4	4	2	10
	発達障がい			1		1
	身体、知的障がい		5			5
	身体、精神障がい		2			2
	身体、発達障がい		1			1
	知的、精神障がい			1	1	2
	その他		2			2
合 計		0	32	10	3	45

(2) 虐待相談の種別・類型（重複あり）

(単位：件)

		虐待相談の種別・類型					合計
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	
被虐待者 (疑い) の障 がい 種別	身体障がい	1		1			1 3
	知的障がい	10	2	11	4	2	29
	精神障がい	1	1	6	3	2	13
	発達障がい	1		1			1 3
	身体、知的障がい	3	1	1			1 6
	身体、精神障がい	2					2
	身体、発達障がい			1			1
	知的、精神障がい		1	2	1		4
	その他	2		1			3
合 計		20	5	24	8	7	64

2 虐待相談以外の相談・照会件数

(単位：件)

虐待相談以外の相談	8
市町村等からの照会・相談	3
合 計	11

※「虐待相談以外の相談」の主なもの

・医療機関や施設等への不満 等

3 虐待相談の概要

番号	被虐待者 (疑い)の障 がい種別	虐待(疑い) の類型	虐待者 (疑い)	概要	センターの対応
1	身体・発達	心理的	従事者	複数の職員と個室で面談をした際に圧迫感を感じた。また、最終的には反省文と捉えられるような文章を書かされた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
2	精神	心理的	使用者	職場の上司等から仕事が遅いと言われたり、強い口調で叱責を受けたりした。また、退職勧奨を受けた。	労働局へ報告(法第24条)
3	知的	心理的	従事者	食事中の入所者に対して、職員からの威圧的な言動があった。	市町村からの報告を受理(法第17条)
4	知的	身体的	従事者	生理や便秘などの身体的な症状に伴い、股間に手を入れる行為を行う利用者に対して、当該行為を防止する目的でつなぎ服を着用させた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
5	知的	心理的・ネグレクト	従事者	利用者が他者に対する挑発的な言動が続いたときに、呼び捨てにしたり、威圧的な発言があった。また、同僚職員の暴言を見聞きし虐待の認識があったにも関わらず、上司への報告を怠り、事業者としての改善行動がとられなかった。	市町村からの報告を受理(法第17条)
6	精神	心理的	使用者	障がい者雇用枠での採用され、業務に従事していたが、症状の悪化で約1ヶ月半程度休職した。復職後は、体力に不安があるため30分ごとに10分休憩(自己判断)をとっていたところ、現場責任者より賃金を減らすと怒鳴られた。	労働局へ報告(法第24条)
7	精神	心理的	使用者	職場の上司から「家に帰ったら、お父さんお母さんにレジの打ち方教えてもらってね」、「5円何枚でいくらかわかるかな」、「これ出来るかなー」と子供扱いされた。	労働局へ報告(法第24条)
8	知的	身体的・心理的	従事者	お腹を出していたため「お腹をしまいなさい」と手のひらで叩いたり、横になっていた利用者の上に座ったり、車椅子上で上を向き口を開けながら寝ていいた利用者に対し、額を押して口を閉じて、デコピンをした。また、利用者を子供扱いするような発言をしたり、利用者からの質問に大きな声をあげて威圧するような態度で対応した。	市町村からの報告を受理(法第17条)
9	精神	心理的	使用者	事業主から、相談者が通院しているという理由で「元従業員から言われたことが原因で体調を崩した」との診断書を出してもらうよう言われた。なぜそのようなことをしないといけないのか聞いたところ、障がい者に対する差別的な発言があった。	労働局へ報告(法第24条)
10	知的・精神	性的・心理的・ ネグレクト	従事者、使用者	①女性支援員から、膝の上に座ったり抱きしめられたり等された。 ②女性支援員が、利用者を馬鹿にして笑ってくるように感じた。 ③上記①②について、管理者に相談しても対応してもらえないかった。	労働局へ報告(法第24条)
11	身体・知的	身体的	従事者	利用者が興奮状態であったため、そばにあった椅子を利用者に被せ、身動きが出来ないようにした。	市町村からの報告を受理(法第17条)
12	精神	心理的・ネグレクト	従事者	利用者が職員に話しかけても、威圧的な表情や態度で対応したり、利用者に対してだけきつい口調で話した。また、体調不良を訴えてもグループホームに帰ることが許されず、事業所内で放置された。	市町村へ通報(法第16条)
13	知的	経済的	使用者	従事者(利用者)に対し、無給でヘルパー支援業務に就かせた。また、雇用契約書を確認したところ、時給等に関する記載が無かつた。	労働局へ報告(法第24条)
14	身体	身体的	従事者	利用者が物を蹴るなどの他害行為を行ったため、職員が注意したところ、利用者が暴れたため、利用者の頭を平手で叩いた。	市町村からの報告を受理(法第17条)

番号	被虐待者 (疑い)の障 がい種別	虐待(疑い) の類型	虐待者 (疑い)	概要	センターの対応
15	発達	身体的、心理的、経済的	使用者	採用前面接時の説明と雇用形態が異なり、その説明がなかったほか、使用時に体調管理に不安がある旨を伝えていたが配慮されず、重労働に従事させられた。仕事中の怪我に労災を適用させてもらはず、社会保険労務士に相談する旨を伝えたところ、複数の職員に囲まれ威圧的な言動をされた。また、就業後のタイムカードを押した後に仕事をさせられた。	労働局へ報告 (法第24条)
16	精神	経済的	従事者	職員からカラオケに誘われ、飲食をともにしたが、その際の料金を利用者が職員の分まで負担した。	市町村からの報告を受理(法第17条)
17	精神	経済的	従事者、使用者	雇用契約のもと軽作業等に従事しているが、有給休暇を申請した際に職員が有給休暇の取得に難色を示し、結果、取得できなかつた。また、体調不良で10日くらい休んだ際は、有給休暇ではなく、欠勤扱いとなつた。	労働局へ報告 (法第24条)
18	その他	身体的・心理的	従事者	児童がふざけて従事者のお尻を蹴ったところ、カッとなつた従事者が児童の頭・腕附近を押さえつけて、大きな声で謝罪を強要した。	市町村からの報告を受理(法第17条)
19	精神	心理的・ネグレクト	従事者、使用者	指導員にあたる職員から、大声で怒る、恒常に嫌みを言われたり差別的扱い等を受けた。また、その件についてサービス管理責任者に相談するも、改善は認められなかつた。	労働局へ報告 (法第24条)
20	身体	心理的・経済的	使用者	障がいのある従業員に対して、ミスがあると大きな声で怒鳴ったり、指示により作業していても大きな声で叱責されたりした。また、3週間ほどで退職したが、就労期間中の賃金が支払われなかつた。	労働局へ報告 (法第24条)
21	知的	心理的	従事者	体調不良を訴え、当日の利用を休む旨を連絡したが、送迎のため迎えにきた従事者に伝わっておらず、従事者から利用者に対し、大きな声で威圧的な言動があつた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
22	知的	身体的・心理的	従事者	利用者に対し、乱暴な支援や暴言、威圧的な言動等が疑われるとの通報があつた。	市町村へ通報 (法第16条)
23	身体・知的	経済的	従事者	利用者複数名に対し、職員による預かり金の不正使用が発覚した。	市町村からの報告を受理(法第17条)
24	身体・知的	性的	従事者	管理者(兼相談支援専門員)が相談支援のため利用者宅を訪問した際、支援に必要な無いマッサージを行つたり、利用者の下着の中に自身の手を入れる等の行為を行つた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
25	精神	身体的・心理的・ネグレクト	従事者	利用者数名に対する暴力行為及び利用者居室の外鍵施錠や、威圧的言動等での対応があつた。また、その旨を事業所上層部へ報告したが、一行に改善されなかつた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
26	その他	身体的	従事者	利用者に対して安定剤の服薬や外から施錠できる部屋に閉じ込める等の身体拘束と思われる対応があつた。	市町村へ通報 (法第16条)
27	知的	心理的	従事者	利用者が不安定になったときに、感情的に強い言葉で対応した。	市町村からの報告を受理(法第17条)
28	知的	心理的	従事者	農作業に従事していた利用者に対し、作業の手を止めていたとの理由で、職員が威圧的な言動で利用者に詰め寄つた。	市町村へ通報 (法第16条)
29	知的	経済的	使用者	入居中のグループホームから世話人の手伝いをして欲しいと頼まれ承諾したが、徐々に仕事量が増えていき、その正当な対価が支払われなかつた。	労働局へ報告 (法第24条)
30	知的	性的	従事者	職員が、利用者と複数回にわたり、車や施設内の居室で性的関係をもつた。	市町村からの報告を受理(法第17条)

番号	被虐待者 (疑い)の障 がい種別	虐待(疑い) の類型	虐待者 (疑い)	概要	センターの対応
31	知的	性的	従事者	共有スペース(リビング)において、夜勤の支援員が利用者の肩を揉むのに乗じて、複数回両手で利用者の胸を触った。	市町村からの報告を受理(法第17条)
32	知的	身体的・心理的	従事者	利用者に対して、しつけと称して日常的に暴力を加えた。また、利用者を怖がらせることで行動抑制をするなど、威圧的な言動が日常的にみられた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
33	精神	性的	従事者	サービス利用時にキスをした。また、サービス利用外に個人的に会い、性的関係を持つた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
34	身体・知的	身体的	従事者	夜勤中、利用者から排泄介助で呼ばれた際、他職員の悪口等を口うるさく言われたことに感情的になり、利用者のアゴ付近を右手で叩いた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
35	知的	身体的・心理的	従事者	排泄介助の際に利用者が職員を噛んだとのことで、感情的になった職員が利用者に馬乗りになって押さえつけた。また、馬乗りしている職員は、利用者に対して何度も暴言を言った。	市町村からの報告を受理(法第17条)
36	知的	身体的	従事者	職員2名が、複数の利用者に対して、デイルーム内で「頭を叩く」、「頬を叩く」、「手や背中、尻を叩く」等の行為を日常的に行っていった。	市町村からの報告を受理(法第17条)
37	知的	心理的・ネグレクト	従事者	通所している事業所において、言葉の嫌がらせを受けた。また、事業所にその旨を訴えているが、一向に改善されなかった。	市町村へ通報(法第16条)
38	知的	身体的	従事者	職員が食事の準備を行っていた際、利用者が味噌汁をひっくり返したため、当該利用者の頭を強く叩いた。また、別件で、指示を聞き入れない当該障がい者に対して、馬乗りのような体勢でおさえて叱った。	市町村からの報告を受理(法第17条)
39	知的	身体的・心理的・ネグレクト	従事者	職員が利用者を馬乗りの体勢で押さえつけたり、暴力を振るったりしたほか、日常的に利用者に対する暴言や、複数の利用者の排泄物を処理しないまま放置した。	市町村へ通報(法第16条)
40	身体・精神	身体的	従事者	職員が朝食の配膳業務をしている時に、食堂に入室しようとした利用者を手で制止した際、持っていた茶碗で利用者の右肩に12針を縫う怪我を負わせた。	市町村からの報告を受理(法第17条)
41	知的	身体的	使用者	仕事中に工場長から右頬を殴られた。	労働局へ報告(法第24条)
42	知的	身体的・ネグレクト	従事者	支援の際に、乱暴に腕を掴んだり、手すりに捕まっている利用者の手を振り払う等の行為により、利用者が骨折した。また、職務中に私用で携帯電話を操作しており、利用者の介助に向かうのが遅れた。	市町村へ通報(法第16条)
43	身体・知的	身体的・心理的	従事者	寝ている利用者を起こす際に壁に頭をぶつけておこそうとした。また、利用者が不穏な状態になった際に、意図的に更に不穏な状態をエスカレートさせるような発言を行った。	市町村からの報告を受理(法第17条)
44	知的・精神	心理的	使用者	事業主及び直属の上司から、パワハラを受けた。	労働局へ報告(法第24条)
45	身体・精神	身体的	従事者	管理者が、利用者に対し、首のあたりをつかんで壁に押しつける、殴る、蹴る、投げ飛ばす等の暴行を加えた。	市町村からの報告を受理(法第17条)

令和3年度 北海道障がい者条例に基づく基本的施策等の概要

第9条 関係法令等との調和

<p>○障害者就業・生活支援センターの設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者雇用促進法に基づき、道内 11ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。 	経済部 保健福祉部
<p>○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済 5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。 ■ 障がい者雇用の現状を紹介する「障がい者雇用促進パネル展」を開催し、道民の障がい者雇用に関する一層の理解促進を図った。 	経済部

○第6期北海道障がい福祉計画の策定等

<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者総合支援法に定める第6期北海道障がい福祉計画（令和3～令和5年度）に基づく施策の推進管理を行った。 	保健福祉部
--	-------

第10条 道民等の理解の促進

<p>○北海道パラスポーツ連携促進事業(パラアスリート発掘プロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ パラリンピックなどの国際大会に向けて、道内出身のパラアスリートの発掘及びパラスポーツの普及・啓発のため、パラスポーツセミナーを開催した。 	環境生活部
<p>○農福連携推進事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 農業分野における雇用人材の確保に向けた取組として、各振興局に設置した福祉事業所向け相談窓口を運営するとともに、福祉事業者と農業者等との相互理解を深めることを目的としたセミナー等を開催した。 	農政部
<p>○障がい者条例に係る普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者差別解消法や北海道障がい者条例の普及・啓発のため、道民フォーラムを開催するとともに、差別解消法の一部改正法の周知に係るパンフレットを作成し配布した。 ■ 各種会議や研修等における障がい者条例の概要説明や、イベント等における条例のパネル展示により、広く条例の理念の普及を図った。 ■ 障害者差別解消法、ヘルプマーク等のリーフレットをイベント等で配布し、周知、啓発活動を行った。 	保健福祉部

○就労支援に関する普及啓発

<ul style="list-style-type: none"> ■ 道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。 ■ 申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者の就労支援」ロゴマークの使用を承認し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を行った。 ■ 道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクション及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表し、障がいのある方の就労支援に関する理解の促進を図った。 ■ 障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント「農福連携マルシェ」等を開催した。また、各（総合）振興局において、「ミニマルシェ」を開催した。 ■ 障がい者雇用の可能性がある産業の業界関係者にコーディネーターを派遣するなどして、障がい者雇用の理解促進を図った。 ■ 全道 11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある方の生活支援を行った。 	保健福祉部
---	-------

第11条 企業等の取組の支援

○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成

- 保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を実施した。
- 経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、「北海道働き方改革推進企業認定制度」における認定を受けた企業のうち、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得している企業に対しての優遇措置を行った。
- 労働政策協定に基づき北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共同により、北海道教育庁と連携し、道央圏の特別支援学校16校において、企業向け見学会を開催し、企業の障がい者雇用への意識の醸成を図った。

保健福祉部
経済部

○民間企業等との協働事業

- 大型商業施設（アリオ札幌・イオン苫小牧店）での障害者就労施設等の製品の販売イベントを実施した。
- コンビニエンスストアチェーン店（セイコーマート）のポイント交換ギフトカタログで障害者就労施設等の製品を取り扱うことにより、障害者就労施設等の製品の販路拡大を行ったほか、道内書店（株式会社三省堂書店）において、障がい者福祉に対するより一層の理解を深めることを目的に、「障がい者理解促進ブックフェア」を開催した。

保健福祉部

○企業等の取組支援

- 道及び指定法人が企業、経済団体及び関係機関等に対し、企業認証制度及びアクションのPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表したほか、認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札を実施した。
- 障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施し、障害者就労施設等の販路の確保を推進した。
- 障害者就労施設等の工賃水準の向上を図るため、全ての就労継続支援施設B型事業所に工賃向上計画の策定を求め、指定法人による就労支援業務を効果的に推進した。
- 就労移行支援事業所のサービスの質の向上を図るため、自己評価制度による評価を実施し、評価結果を公表した。
- 全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行った。

保健福祉部

○優先調達の推進

- 障害者就労施設等への官公需の発注促進のため、優先調達方針を策定し周知を図るなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。

保健福祉部

第12条 医療とりハビリテーションの確保

○北海道病院事業

- 精神医療
道立病院として圏域における精神医療の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。
また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専門病棟として、スーパー救急病棟を運用した。

道立病院局

	<p>○北海道病院事業（つづき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。 ■ 児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療を提供した。 ■ 小児高度専門医療 子ども総合医療・療育センターにおいて、小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。 	道立病院局
	<p>○身体障害者扶助費（更生医療）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障がい者福祉の向上を図った。 	保健福祉部
第13条 移動手段の確保		
	<p>○バス利用促進等総合対策事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して国と協調して助成を行う。（令和3年度は導入実績なし） 	総合政策部
○交通安全施設等整備事業		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。 	建設部
○市町村地域生活支援事業（移動支援事業）		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。また、各市町村におけるサービス内容等の格差について、直接市町村職員に対し、サービス提供体制の整備や支給基準の策定について、助言を行った。 	保健福祉部
○盲ろう者通訳・介助員、要約筆記者派遣事業		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時の移動等の際に支援を行う介助員を派遣した。また、中途難失聴者等の情報保障のため、要約筆記者を派遣した。 	保健福祉部
○身体障害者補助犬育成事業費補助金		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。 	保健福祉部
第14条 切れ目のない支援		
	<p>○特別支援教育総合推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 文部科学省の補助を受け、各教育局における特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等の取組のほか、「特別支援教育充実セミナー」開催し、個別の教育支援計画の活用や関係機関との連携推進を図った。 ■ 幼稚園、小・中学校、高等学校の教職員を対象にした「特別支援教育基本セミナー」（14会場）や「特別支援教育充実セミナー」（14会場）、「特別支援教育進路指導協議会」（14会場）を開催、特別支援教育担当者の専門性の向上を図った。 ■ 「市町村教育委員会就学事務担当者等研修会」（14会場）を開催し、市町村教育委員会の就学事務担当者を支援した。 	教育庁

第14条 切れ目のない支援（つづき）

○発達支援センター事業	■ 発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援等を受けることができるよう、市町村が実施する子ども発達支援センターへの支援を行うとともに、地域の中核的な施設として重層的な地域支援を行う市町村中核子ども発達支援センターを認定し、地域連携体制の構築等を行った。	保健福祉部
-------------	---	-------

第15条 保健・福祉及び教育との連携

○私立幼稚園等管理運営費補助金	■ 特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行った。	総務部
○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業	■ 特別支援学校に在籍し医療的ケアが必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会を実施した。	教育庁
○地域子ども・子育て支援事業費補助金（放課後児童健全育成事業）	■ 既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、新たに放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの設置促進等を図った。また、放課後児童健全育成事業を実施する施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行う事業に対し助成を行った。	保健福祉部
○障がい児等支援体制整備事業	■ 障がい児等支援連携体制整備事業 北海道教育庁と協働し、地域での関係機関の連携体制の整備を推進した。 ■ 発達支援関係職員実践研修事業 北海道教育庁と合同で、14振興局で教員・市町村職員等を対象に研修を行った。 ■ 難聴児等支援事業 道立聾学校、市町村、関係機関等と連携し、難聴児等の発達の促進を図るための取組を行った。	保健福祉部

第16条 高齢者施策等との連携

○道営住宅整備事業	■ 新たに建設する全ての道営住宅について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を実施した。	建設部
○すべての人にやさしいまちづくり推進事業	■ 高齢者、障がい者、妊娠婦をはじめ、全ての人々にとって利用しやすい建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行った。	保健福祉部
○重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	■ 市町村が実施する対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催、市町村間の情報共有の場づくり、包括的な支援体制構築の手引きの作成を行った。	保健福祉部

第17条 障がい者の家族に対する配慮

○児童家庭支援センター運営事業	■ 地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。	保健福祉部
-----------------	--	-------

第17条 障がい者の家族に対する配慮（つづき）

	○発達障害者支援センター運営事業	■ 発達障害者支援（地域）センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。	保健福祉部
	○精神障がい者家族相談員設置事業	■ 精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等から相談に応じ、必要な指導、助言を行った。	保健福祉部

第18条 地域間格差の是正等

	○障がい福祉計画等圏域連絡協議会	■ 21 障がい福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期障がい福祉計画の推進管理、市町村障害福祉計画の推進調整及び圏域調整並びに地域づくり委員会に提案する施策上の課題について協議を行った。	保健福祉部
--	------------------	---	-------

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

平成21年3月31日
北海道条例第50号

目 次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 障がい者を支える基本的施策等（第9条—第18条）
- 第3章 障がい者の権利擁護（第19条—第21条）
- 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり
 - 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定（第22条—第26条）
 - 第2節 道の支援（第27条）
- 第5章 障がい者に対する就労の支援（第28条—第32条）
- 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会（第33条—第40条）
- 第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第41条—第48条）
- 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第49条—第51条）
- 第9章 雑則（第52条・第53条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例において「障がい」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障がい者」とは同号に規定する障害者をいう。
- 2 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。
 - 3 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

（基本理念）

- 第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
- (1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。
 - (2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしやすさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。
 - (3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
 - (4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。

（道の責務）

- 第4条 道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

（道と市町村の連携）

- 第5条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(道民等の役割)

第6条 道民、事業者及び関係団体（以下「道民等」という。）は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がい者を支える基本的施策等

(関係法令等との調和)

第9条 道は、障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

(道民等の理解の促進)

第10条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(企業等の取組の支援)

第11条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(医療とリハビリテーションの確保)

第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるように努めなければならない。

(切れ目のない支援)

第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。

(保健・福祉及び教育との連携)

第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。
(1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
(2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
(3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
(4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
(5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

(高齢者施策等との連携)

第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。

(障がい者の家族に対する配慮)

第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

(地域間格差のは是正等)

第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差のは是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

第3章 障がい者の権利擁護

(障がいを理由とする差別の禁止等)

第19条 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁（障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第19条の2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第20条 道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において、障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要かつ合理的な配慮をするように努めるとともに、障がい者に対して障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第21条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という。）を行ってはならない。

- (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (4) 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

第1節 地域づくりに関する基本指針の策定

(基本指針)

第22条 知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡のは是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第23条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（市町村が設置するものに限る。）の設置及び運営に関すること。
- (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関すること。
- (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制（災害時の支援を含む。）の確保に関すること。
- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。
- (6) 調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設

置する協議組織をいう。) に関すること。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関するこ

(意見聴取等)

第24条 知事は、基本指針を策定するに当たっては、あらかじめ、障がい者と障がい者の家族及び関係団体の意見を聞くとともに、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第25条 知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(準用)

第26条 前2条の規定は、基本指針の変更について準用する。

第2節 道の支援

第27条 道は、基本指針に基づく施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村の取組に対して、次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。

- (1) 障がい者に対する支援の状況を勘案して規則で定める圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。
- (2) 基本指針に基づく施策に必要な人材を養成すること。
- (3) その他市町村における必要な体制の整備に対する支援策を講ずること。

第5章 障がい者に対する就労の支援

(就労支援に関する施策)

第28条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者総合支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第31条第3項及び第32条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

- 2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する事業主又は使用者は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。
- 3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。
- 4 道及び事業主又は使用者は、障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

(就労支援推進計画の策定)

第29条 道は、前条の施策を実施するための計画（以下「就労支援推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第33条の北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を聴かなければならない。

(認証制度)

第30条 知事は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証を行うものとする。

- 2 前項の認証のための基準は、規則で定める。
- 3 知事は、事業者による第1項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上の優遇その他の措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、第1項の認証を取得した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認証を取り消すことができる。
- (1) 認証の内容又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。

(指定法人)

第31条 知事は、第3項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人（非営利の法人に限る。）であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

- (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、そ

の計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。

- (2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労の支援を推進するに資すると認められること。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。
- (1) 障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路の確保に関すること。
- (2) 障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービスの質の向上に関すること。
- (3) 前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項
- (4) その他障がい者の就労支援に関し必要な事項であって規則で定める事項
- 4 指定法人は、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 道は、障がい者の就労の支援に関する業務の一部について、指定法人に行わせることができる。
- 6 指定法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、及び知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 7 知事は、この条の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、第3項の業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。
- 8 知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を行わせなければならない。
- 9 知事は、指定法人が第1項に定める要件を欠き、又は第7項に定める命令に違反した場合は、指定を取り消すことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定法人に関し必要な事項は、規則で定める。

（調達等への配慮）

第32条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第30条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。

第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

（設置）

第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第34条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関する事務。
- 2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第36条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 障がい者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障がい者の保健福祉に関する団体の役職員
- (4) 事業者（法人にあっては、その役職員）
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適當と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。

- 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第38条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第39条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮つて定める。

第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

(設置)

第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。
 - (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。
 - (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項に規定する情報の交換及び協議を行う。

(組織)

第43条 地域づくり委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第44条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 当該圏域で生活する障がい者
 - (2) 地域住民
 - (3) 学識経験者
 - (4) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることがある。

(規則への委任)

第45条 第41条から前条までに定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域づくり推進員)

第46条 道は、地域づくり委員会を運営するため、第41条で規定する圏域ごとに、知事の委嘱により、地域づくり推進員を置く。

- 2 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を招集するとともに、その運営に係る地域づくり委員会を総理する。
- 3 地域づくり推進員は、地域づくり委員会において協議する事項に応じ、委員のうちから適当なものに対し、協議に参加させるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。
- 5 地域づくり推進員は、第42条第1項各号に掲げる事項について、第49条第1項に規定する北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる。

(調査)

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(勧告等)

第48条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らししづらさがあると判断した場合にあっては、当該暮らししづらさの原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。

- 2 前項の指導（虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。）の結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らししづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。
- 3 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。
- 4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、当該勧告内容を公表することができる。

第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

(北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部)

第49条 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、道に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

- 2 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1)暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関すること。
 - (2)各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項に関すること。
 - (3)その他障がい者施策の推進に関し必要な事項に関すること。
- 3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 4 本部長は知事をもって、副本部長は副知事をもって充てる。
- 5 本部員は、学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員等をもって充てる。
- 6 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。
- 7 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(調査部会)

第50条 推進本部に、前条第2項第2号に規定する事項について審議を行うために、調査部会を置く。

- 2 調査部会の委員については、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 調査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、委員が互選する。
- 5 部会長は、調査部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(規則への委任)

第51条 前2条に定めるもののほか、推進本部及び調査部会の組織並びに運営に関し必要な事項は規則で定める。

第9章 雜 則

(年次報告)

第52条 知事は、毎年度、議会に、この条例に基づき講じた障がい者の地域における社会生活に関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。

(規則への委任)

第53条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、施行の準備等を勘案して、規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章及び第9章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 道は、就労支援推進計画を策定するに当たって、この条例の施行前に策定した同趣旨の計画については、その一部とみなすことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から3年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　　則（平成24年3月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成25年3月29日条例第20号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　　則（平成28年3月31日条例第46号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。